

○ 財務省告示第三百八号  
平成第六号～第五十三条第十一項の規定による。政府短期証券（第五十回）に於ける規則は、平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成十二年三月三十日より施行する。

國庫短期証券（第五十回）に於ける規則は、平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成十二年三月三十日より施行する。

二 一 発二令  
の法發号名稱及び記

法律行項及の根拠

三 二 發二令  
用振替等替法の適

四 行方法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成、及条、第に～金号法  
市る参て札発によ振替法～下競闘を振替法～  
場も加、と行る～争は受け価に日ける本銀行の  
特の者財同～発行格付本銀もとい  
別にご務時と行競し銀行の  
參よと大にい～以争て行のとう。  
加るに臣行う。～下入行ととし。  
者発応がわ～下入行ととし。  
・行募各れ及～札わする。～  
第へ限國るび価～れ。～  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の 各 も 各 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六四百五 万千円兆 千三三 四百千 百六百 円十 五億九 四千九 三千一百 三百六 六十一 一万五千	額九額 面千面 金万金 額円額 でで 四五兆 三千百 六十七億 二百二十一 一億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るていと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 一 年 八 月 三十一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を と 、 百 支 き 債 一 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が き の 銀 百 月 翌 行 営 休 業 業 日	償 当 た 成 る し 二 、 十 一 年 、 期 一 月 三 十 休 日	十 領 六 面 四 額 四 百 二 圓 二 毛 に つ き 九 九 十 九 九	募 六 金 格 四 額 百 二 圓 上 に つ き 九 九 ぞ 九 九	十 額 六 面 四 額 百 以 円 に つ き 九 九 ぞ 九 九	平 す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 十 数 又 倍 は の 記 一 年 八 月 三 十 一 日 も 額 の 面 と 金
		日 日		に に		円 九	